

## 加治川地域まちづくり活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加治川地域の持続的発展に資する自主的かつ主体的なまちづくり活動の支援及び地域コミュニティの担い手の育成を図ることを目的として、予算の範囲内において加治川地域まちづくり活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、加治川地域において自主的かつ主体的な活動を行っている、又は行おうとする法人格のある団体又は法人格のない任意団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）がその運営等に実質的に関与していると認められる者

(2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第1項に規定する団体が他の団体等と連携して加治川地域（以下この項において「地域」という。）において実施する新規に取り組む事業又は既存の活動を拡充する事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域に活気や賑わいをもたらす事業
- (2) 地域の特性や資源を生かし、地域をPRする事業
- (3) 伝統文化の保存、継承等に関する事業
- (4) 安心・安全な地域づくりに関する事業
- (5) 環境保全、景観美化等に関する事業
- (6) 健康、福祉、子育て等の充実に関する事業
- (7) 地域の産業、経済、観光等の振興に関する事業
- (8) その他市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的な目的のある事業
- (2) 営利を目的とした事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (4) 他の制度による助成又は補助を受けている（受けることが確実である場合を含む。）事業
- (5) 公序良俗に反する事業  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要した経費のうち別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助事業の実施に関わらず経常的に発生する経費
- (2) 証拠資料等で支払金額が確認できない経費
- (3) 飲食及び接待等に係る経費
- (4) 補助事業の実施に必要な謝礼、謝金等以外の人件費
- (5) 補助金の交付決定前に発生した経費
- (6) 補助事業を実施する年度内に支払が完了しない経費
- (7) 社会通念上不適切と認められる経費  
(補助金の対象期間及び補助金の額等)

第5条 同一の補助事業に対する補助金の対象期間（対象年度）は、3箇年度までとする。

2 補助金の額等は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

対象年度	補助金の額	補助金限度額
初年度	補助対象経費に10分の10を乗じて得た額	30万円
2年度	補助対象経費に4分の3を乗じて得た額	22万5千円
3年度	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	15万円

3 次条に規定する補助金の交付申請は、年度ごとに行うものとする。

4 第3条第1項に規定する新規に取り組む事業又は既存の活動を拡充する事業という要件は、補助金の対象年度が初年度のときにのみ適用する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、加治川地域まちづくり活動支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象経費の金額が確認できる資料（見積書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、これを審査の上、加治川地域まちづくり活動支援補助金交付決定通知書（別記第4号様式）又は加治川地域まちづくり活動支援補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、やむを得ない事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、加治川地域まちづくり活動支援補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助事業の内容の変更を承認したときは、加治川地域まちづくり活動支援補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(取消申請)

第9条 補助決定者が、事業の中止等の理由により補助金の申請を取り消そうとするときは、速やかに加治川地域まちづくり活動支援補助金取消申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する取消しを承認したときは、加治川地域まちづくり活動支援補助金取消承認通知書（別記第9号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の対象年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、加治川地域まちづくり活動支援補助金実績報告書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第11号様式）
- (2) 収支決算書（別記第12号様式）
- (3) 補助対象経費の金額等が確認できる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査の上、補助金の額

を確定し、加治川地域まちづくり活動支援補助金確定通知書（別記第13号様式）により当該補助決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 市長は、補助決定者の申請により、特に必要があると認めるときは、補助事業の終了前に補助金を支払うことができる。

2 補助決定者は、前項に規定する補助事業の終了前の補助金の支払（概算払）を必要とするときは、加治川地域まちづくり活動支援補助金概算払申請書（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 前項に規定する場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（新発田市椽平桜守る運動支援交付金交付要綱の廃止）

2 新発田市椽平桜守る運動支援交付金交付要綱（平成23年5月24日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 当分の間、前項の規定による廃止前の新発田市椽平桜守る運動支援交付金交付要綱の規定により令和6年度において椽平桜守る運動支援交付金を受

けた団体への第5条第2項の適用については、同項の表中「4分の3」及び「2分の1」とあるのはそれぞれ「10分の10」と、「22万5千円」及び「15万円」とあるのはそれぞれ「30万円」とする。

別表（第4条関係）

補助対象経費

	費 目	説 明
1	消耗品費	補助事業に直接必要な消耗品（補助事業の参加者に提供するペットボトル等の飲料、菓子等を含む。）
2	報償費	講師等への謝礼（旅費を含む。）、専門的技能を有する者への謝金等
3	印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費用、関係資料等の製本費用等
4	通信運搬費	補助事業の実施、連絡等に要する郵便費用等の通信費
5	使用料・賃借料	補助事業に要する会場、設備等の使用料、車両、機械等の借上料
6	保険料	損害保険料
7	材料費	事業に直接必要な材料費（模擬店等に要する材料費等）
8	備品費	事業に直接必要な器具、機材等 ※備品費については、補助対象経費の1/3以下とし、かつ、補助金限度額のうち5万円を上限とする。
9	その他の経費	市長が特に必要と認める経費